

## 湯来地域における小中一貫教育校の設置場所等について（報告）

### 1 経緯

湯来地域における小学校・中学校については、小規模化による教育面の課題が生じている中、地域住民が主体となって、教育面の課題解決のみならず、地域全体の活性化に向けた有効な方策につながる学校の在り方について、検討が進められた結果、湯来地域の全ての小・中学校を統合し、1つの小中一貫教育を行う学校を設置することが望ましいとの合意形成が図られ、令和4年9月2日に、本市に対して提言書が提出された。

これを受け、本市としては、提言書の内容を踏まえ、湯来地域の小学校3校及び中学校2校を1校に統合し、湯来ならではの魅力的な小中一貫教育を行う学校の設置に向け検討することとし、保護者や地域団体の代表者により構成される「湯来地域における小中一貫教育校設置検討会議（以下「検討会議」という。）」を地域の窓口として、教育委員会事務局及び市長事務部局の関係部署とが連携し、学校の設置場所や教育内容等について、提言書の内容の具現化に向けた協議を進めてきた。

そうした中で、第9回検討会議（令和5年12月19日開催）において、校舎を新築することを前提に、「湯来南庭球場・運動広場・湯来体育館」の敷地に小中一貫教育校を設置することを希望する旨、地域としての結論が出された。

### 2 今後の取組

地域が希望していることに加え、子どもたちのよりよい教育環境の確保、既存の公共施設の有効活用及び本市の財政的負担の軽減等にも資することから、当該敷地への湯来ならではの魅力的な小中一貫教育を行う学校の設置に向けた取組を進める。

なお、取組を進めるに当たっては、地域から要望が出ている通学に伴う負担軽減策等について引き続き検討するとともに、湯来地域全体の活性化につながるよう、企画総務局や佐伯区役所等の関係部署が進めるまちづくりの取組と連携を図りながら、新たな学校を地域コミュニティの拠点とすることや統合に伴い廃校となる学校の跡地・跡施設の活用等を検討する。

#### 【今後の整備スケジュール（予定）】

令和6年度	基本計画
令和7・8年度	基本設計・実施設計
令和9～11年度	建築工事
令和12年4月	開校

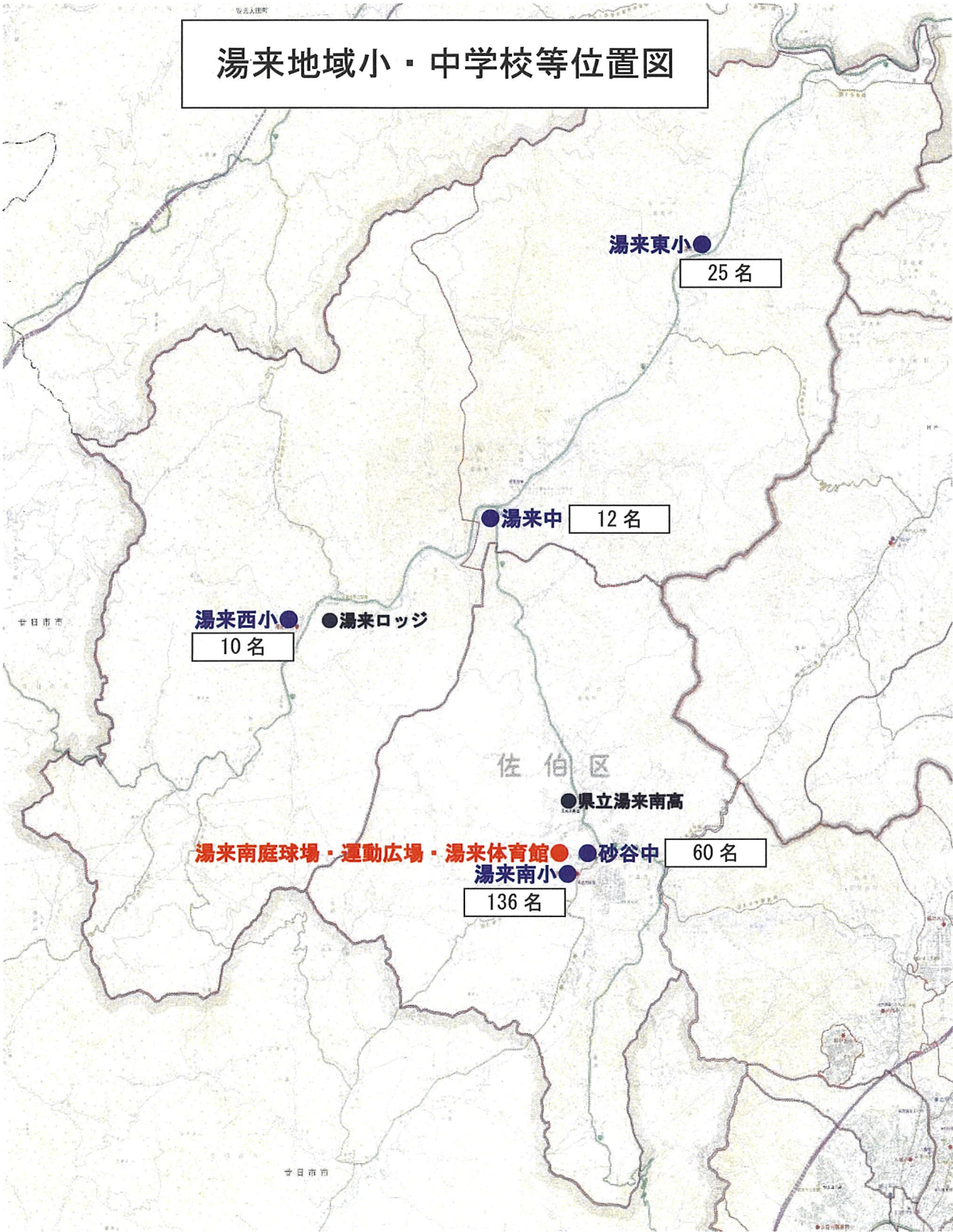
#### 【「湯来南庭球場・運動広場・湯来体育館」敷地への整備方法イメージ等】

別紙のとおり。

## 「湯来南庭球場・運動広場・湯来体育館」敷地への整備方法イメージ等

所在地	佐伯区湯来町大字白砂 1215-1
面積	33,156 m <sup>2</sup>
土砂災害 特別警戒区域 等の指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主として活用が想定される運動広場、体育館及び駐車場は指定なし。</li> <li>・庭球場の一部が土砂災害警戒区域（イエローゾーン）。</li> </ul>
整備方法 イメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動広場等の利用者用として必要となる駐車スペースを確保した上で、体育館前の駐車場スペースの一部に校舎を新築する。</li> <li>・公共スポーツ施設である庭球場、運動広場及び体育館を活用して教育活動を行う。</li> <li>・プールについては、既存の砂谷中学校のプールを活用する。</li> </ul>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動広場への人工芝の敷設、体育館への空調設備の新設等が計画されており、児童生徒が恵まれた環境で活動を行うことができる。</li> <li>・プロスポーツチーム等が公共スポーツ施設を利用する際には、試合・練習の見学や児童生徒と選手との交流活動等ができる。</li> <li>・体育館、プールを新築する必要がなく、校舎を新築するのみで足りるため、財政的負担が軽減できる。</li> <li>・学校としての利用は、平日日中が中心となるため、平日日中の稼働率が低い運動広場等の有効活用を図ることができる。</li> </ul>

# 湯来地域小・中学校等位置図



児童数・生徒数は令和5年5月1日現在

湯来南庭球場・運動広場・湯来体育館の周辺状況

① 土砂災害特別警戒区域等指定状況



② 航空写真 【出典】国土地理院地図（2008年撮影）

